

登記事項証明書について知ろう(その2)

前回の「中小企業経営のための豆知識 No.11」で紹介した登記事項証明書。いざ取得したものの、その企業が信用を与えるに足りるのかどうかについて、登記事項証明書のどの項目をどのような基準で確認すべきか、今回はその確認方法について解説します。

Q (1)「商号」の欄はどのように確認するのですか？

A 「商号」の欄には、企業の正式な商号(社名)が記載されます。認識している相手企業の商号と同じかどうかを確認するとともに、商号の変更履歴について注意する必要があります。履歴事項証明書では商号変更の履歴を確認できますが、商号変更をむやみに繰り返している企業は、一度倒産した経歴を分かりにくくする目的であったり、詐欺等の目的で休眠会社を買い取って利用している可能性があるため、注意が必要です。

Q (2)「本店」の欄を確認すると何が分かるのですか？

A 「本店」の欄には、企業の本店の所在が記載されます。認識している相手企業の本店の住所と相違ないか確認するとともに、「本店」もやはりその移転の履歴について注意する必要があります。履歴事項証明書を確認して「本店」を頻繁に変更しているような場合は、企業の過去の倒産の事実を隠そうとしていたり、休眠会社を買い取っているような可能性もありますので、注意してください。

また、「本店」の所在場所の不動産について、不動産の登記事項証明書を確認すると、自社保有の建物なのかどうかも確認出来るため、企業の資産状況の把握にも役立ちます。

なお、履歴事項証明書・閉鎖事項証明書を取得したとしても、過去に「本店」を法務局管轄外へ移転(札幌から帯広などへの移転)した場合、別の登記事項証明書ができ上がるため、古い本店所在地等の情報を確認するには、本店移転前の登記事項証明書を取得する必要があります。

Q (3) 「会社成立の年月日」が古い日付だと優良企業ですか？



「会社成立の年月日」の欄には、設立登記を申請した日が記載され、一度登記されると二度と変更できない項目となります。古い日付が入っていればそれだけ歴史がある企業と言えますが、休眠会社を買収した場合などは会社成立の年月日が古くても信用のある会社とは一概には言えません。商号や本店、役員などの項目が同じタイミングで変わっているような場合は、休眠会社を買収した可能性があるため、注意する必要があります。

Q (4) 「資本金」の金額が減少していると取引は控えたほうが良いですか？



「資本金」の金額は、以前は株式会社であれば最低1,000万円必要でしたが、現在は資本金が1円でも設立できるようになりました。ただし、登記事項証明書上の資本金が極端に少ない場合、設立当初に資金的な余力がなかったとも考えられますので、信用力の観点ではリスクが大きくなります。

資本金の変更履歴としては、事業拡大に伴う追加出資を行うことによる資本金の増額や、欠損填補等の理由によって資本金を減少していることなどが考えられます。ただし、登記事項証明書としては金額の増減のみが記載され、その理由までは記載されないため、資本金の減少が必ずしも与信上のマイナスとなるわけでもありませんので、確認が必要となります。

Q (5) 「役員」の欄は何を注意して確認すれば良いですか？



「役員」の欄には、株式会社の場合は、取締役や監査役などの役員の氏名と、代表取締役の住所・氏名が記載されていますが、履歴事項証明書においては今までの役員の就任退任の履歴も確認することができます。過去に代表者や役員が変更となっている場合は、その原因によって「退任」「辞任」「解任」などに分けられ、「解任」の場合は本人の意思に関わらず株主総会等で決議をされたことによって解任されており、会社内部で重大な争い等が発生している可能性があることが読み解けます。

また、役員が頻繁に変わっている様な場合は、企業の経営状態が不安定である可能性があり、その企業との取引行為も不安定となる可能性があるため、注意が必要となります。

詳しくは司法書士にご相談ください